

## **第11章 準備書に対する意見の概要及び都市計画決定権者の見解**

### **11.1 準備書の公表及び縦覧**

準備書の公表は、令和元年6月11日に沖縄県ウェブサイトで行った。

準備書の縦覧に関しては、令和元年6月11日に沖縄県広報、宮古新報、宮古毎日新聞に掲載し、公告した。公告の内容は、都市計画決定権者の名称及び所在地、都市計画対象事業の名称、種類及び規模、都市計画対象事業が実施されるべき区域、都市計画対象事業にかかる環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、準備書の縦覧場所及び期間・時間、意見書の提出先等とした。また、説明会を令和元年7月9日に開催した。以上より、準備書に対する環境の保全の見地から住民等の意見を求めた。

### **11.2 準備書に対する一般の意見及び都市計画決定権者の見解**

準備書に対する住民等の一般の意見はなかった。

### 11.3 準備書に対する意見及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する知事意見、それに対する都市計画決定権者の見解を表 11.3-1 に示す。

表 11.3-1(1)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----|---|---|
| 1   | <p>宮古広域公園整備事業(以下「本事業」という。)は、沖縄県で唯一広域公園が未整備の宮古圏域に、広域のレクリエーション需要に対応するため、宮古島市下地字与那覇の一部、前浜ビーチを含む海岸から内陸部の耕作地にかけた約 50.2ha の区域に広域公園を整備することを目的としている。</p> <p>対象事業実施区域の海岸には美しい海と白砂の景観を求め、多くの人々が訪れる宮古島随一の観光名所である前浜ビーチが広がるほか、対象事業実施区域の北側は、ラムサール条約湿地に登録されている与那覇湾が位置し、同区域の西側半分は、国指定鳥獣保護区である与那覇湾鳥獣保護区に指定されている等、自然環境の保全について配慮が必要な区域が広がっている地域である。</p> <p>また、対象事業実施区域に位置する海岸にはグンバイヒルガオ群落及びツキイゲ群落等の植生自然度の高い植生及び特定植物群落であるハテルマカズラ群落が分布するほか、海岸後背地に形成された樹林地は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているミヤコカナヘビ及び国指定天然記念物に指定されているキシノウエトカゲ等の貴重な動植物の生息及び生育場所となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本事業の土地利用では、海岸保全・活用ゾーン、海辺の森保全・活用ゾーン、観光・レクリエーションゾーン、健康・スポーツゾーン及びイベントゾーン等の配置が検討されており、貴重な自然が残された保全系エリアと、耕作地としてすでに開発され、公園整備の大部分を改変地域として計画される活用系エリアに区分けされている。</p> <p>一方で、本事業に係る環境影響評価準備書(以下「本準備書」という。)においては、環境影響評価項目の多くの予測結果で変化の程度は小さいとしているが、予測の前提に用いた根拠が具体的に示されていない項目があることから、各環境要素に対する影響が適切に予測及び評価されているか確認できない。また、陸域植物の予測結果においては、個体群の存続に影響があると考えられる重要な植物種について、類似環境への移植を行うとしているが、検討にあたっては、影響の回避を優先して検討すべきであることから、より環境に配慮した保全措置となるよう事業計画を検討する必要がある。</p> <p>都市計画決定権者においては、本事業の実施が当該地域の環境に及ぼす影響を正確に把握し、客観的かつ科学的な検討を踏まえた上で、その影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置を検討するとともに、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価しなければならない。</p> <p>以上を踏まえ、下記に示す事項について検討し、環境影響評価書に示す等適切に対応すること。</p> | <p>環境影響の程度が極めて小さいとしているものについては、予測方法及びその適用範囲並びに前提条件等の詳細と予測結果との関係を明示し、妥当性を示します。</p> <p>陸域植物においては、貴重植物が多く生育する海浜部及び樹林地については、生育地の直接改変の影響を回避する事業計画としています。一方で、オキナワソケイ、イヌノフグリ、ハマクワガタの 3 種については、影響の回避を検討した結果、回避が免れ得ない、また、影響を低減することも困難であることから、代償措置を検討し、類似環境への移植を行うこととしました。</p> <p>本事業の実施が当該地域の環境に及ぼす影響について正確に把握し、客観的かつ科学的な検討を踏まえた上で、その影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置を検討、その措置を講じた場合における環境影響を総合的に評価します。</p> |

表 11.3-1(2)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----|---|---|
| 2   | <p><b>1 総体的事項</b><br/> <b>(1)事業計画について</b><br/>                     ア 本事業で公園が整備されることにより、前浜ビーチにおいて、マリンスポーツ等の私的利用による海浜の生態系への影響が懸念される。ついでには、周辺地域住民、海洋レジャー団体、関係者等と公園の利用方法について、早期の段階で協議・調整を行い、海浜の生態系へ影響がないよう事業者と連携しながら実行可能な範囲内で必要な措置を講じること。</p> | <p>「宮古島市海岸管理条例」が 2019 年 4 月 1 日より施行され、海岸(前浜・吉野・砂山・中の島の 4 海岸)の管理が宮古島市により行われています。マリンスポーツ等による海浜の利用について、宮古島市等の関係者間で協議を行い、海浜の生態系への影響を低減するため、実行可能な範囲で環境保全措置を講じます。</p>   |
| 3   | <p>イ 本事業では、植栽箇所が非常に多く、植栽計画も広範囲に及ぶことから、必要に応じて、都市計画決定権者においても、事業者と協力し、早期の段階で苗木を準備する等の対応を検討すること。また、保安林内に遊歩道を新設する際は、必要性を十分に検討した上で、伐採が最小限となるよう適切な線形及び構造を検討するとともに、植栽を行う際は、周辺に生育する樹種を活かした植栽計画を検討すること。</p>   | <p>評価書 P2-67 に示すとおり、育ての森エリアにおいて植栽するための苗木栽培を計画しています。また、植栽に用いる苗木については、造園事業関係者と連携し早期の段階で苗木の準備を検討します。<br/>                     保安林内に新設する遊歩道については、伐採を最小限となるように線形を検討していますが、実施設計段階で確認した上で整備します。新設する遊歩道沿いに植栽を行う場合は、既存樹種を活かした植栽を検討します。</p> |
| 4   | <p>ウ 観光・レクリエーションゾーンに宮古馬牧場が計画されているが、宮古馬の飼育については廃棄物や排水の処理等、問題も多いことから、宮古馬牧場の計画については、管理手法及び頭数等の詳細なデータを示した上で、当該地が適切な場所かを含め検討経緯を評価書に示すこと。</p>   | <p>宮古馬牧場に関しては、5 頭程度の宮古馬を飼育する計画としています。管理手法については、「展示動物の飼養及び保管に関する基準(平成 25 年環境省告示第 83 号)」を遵守し、今後、管理計画を具体化し、適切な管理を行います。また、宮古馬牧場の配置については、宮古馬は音に敏感で静かな環境が好ましいことから、幹線道路やイベントの行われる広場等から離れた静かな区域に配置することとしました。</p>                          |
| 5   | <p>エ 雨水排水計画について、浸透施設を設け、計画区域内にて流末処理するとしているが、雨水を有効利用し、浸透施設への負荷を低減することについても検討すること。</p>  | <p>雨水については、散水に利用する等の有効利用について、今後、管理運営計画を具体化する中で検討します。</p>  |

表 11.3-1(2)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----|---|--|
| 6   | <p><b>(2) 工事計画について</b><br/>                     ア 施設配置等を変更することにより、事業計画が変更となる場合は、変更後の計画を評価書に示すとともに、工事計画の変更に関連する項目については、必要に応じて予測及び評価を行うこと。</p>  | <p>準備書段階からの施設配置等の事業計画の変更はありません。</p>  |
| 7   | <p>イ 「工事工程表における建設機械稼働計画（建設機械の種類、稼働台数及び稼働位置）、資機材搬入計画、工事関係車両の走行計画等」については、具体的に示されておらず、工事による影響が適切に評価できているか確認できないことから、評価書に具体的に示すこと。</p>  | <p>建設機械の種類、稼働台数、稼働位置については、評価書 P2-87～94 に、資機材搬入及び工事関係車両の走行ルートは P2-105 に示すとおりです。</p>     |
| 8   | <p><b>(3) 環境影響の予測結果等の記載及び環境保全措置の検討等について</b><br/>                     ア 本準備書では、環境影響の程度が極めて小さいと予測している項目において、予測の根拠が不明確な項目がある。工事中及び供用後の環境影響の予測に当たっては、事業及び地域の特性を考慮して、予測方法及びその設定条件等を適切に選定する必要がある。評価書においては、このような予測方法及びその適用範囲並びに前提条件等の詳細と予測結果との関係を明示し、その妥当性を明らかにすること。なお、予測結果の判断が困難な場合は、専門家等の指導及び助言を受けること。</p> | <p>環境影響の程度が極めて小さいとしているものについては、予測方法及びその適用範囲並びに前提条件等の詳細と予測結果との関係を明示し、妥当性を示します。</p>       |
| 9   | <p>イ 環境保全措置の検討に当たっては、実行可能な最善の技術が取り入れられているかの検討を踏まえ、その結果として環境影響が回避又は低減されているかの検証を行うこと。</p>   | <p>環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な最善の技術が取り入れられているかの検討を踏まえ、影響が回避又は低減されているかを検証します。</p>             |
| 10  | <p><b>(4) 事後調査について</b><br/>                     事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に環境への影響の重大性に応じて実施するものであることから、前述の環境保全措置の検討結果等を踏まえて整理し、事後調査を行うこととした理由及び事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針について評価書に示すこと。</p>   | <p>事後調査を行うこととした理由については、評価書P8-2 に示すとおりです。また、事後調査により環境影響が著しいものとなった場合の対応について評価書に示します。</p> |

表 11.3-1(3)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----|---|--|
| 11  | <p><b>2 個別的事項(1)大気質（騒音及び振動に係る内容を含む）</b></p> <p>資機材運搬車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響の予測において、予測の前提となる資機材運搬車両の最大日交通量の設定根拠が示されていないことから、適正な予測となっているか確認できない。適切に環境保全措置を検討するためにはより精度の高い予測をする必要があることから、資機材運搬車両に係る交通量は、適切な根拠を踏まえた工事計画に基づき設定し、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>工事計画に基づいた資機材運搬車両の最大日交通量の設定根拠を評価書 P6.1-19～21 に示します。</p>  |
| 12  | <p><b>(2) 騒音・振動</b></p> <p>ア 建設機械の稼働による騒音及び振動の影響について、予測時期を各工期の期間中に建設機械の稼働による環境影響が最も大きくなると予測される時期としているが、建設機械の稼働計画や音響パワーレベル又は振動レベルの変動が示されていないことから、予測対象時期が適切に設定されているか確認できないため、評価書に示すこと。</p>  | <p>環境影響が最も大きくなると考えられる予測地点に近い工事を選定し、ユニットの A 特性実効音響パワーレベル、ユニットの基準点振動レベルの比較等を行いました。その結果、敷地造成工事時期に実施する切土工事をユニットとして選定しました。従って、予測対象時期は、建設機械の稼働計画を踏まえ、切土工事が実施される初年度としました。評価書 P6.2-14～16、P6.3-10～12 に示します。</p> |
| 13  | <p>イ 建設機械の稼働に係る騒音及び振動に関して、対象事業実施区域に近い住居等が立地する地域の工事敷地境界にて、騒音及び振動発生源となる建設機械の稼働位置を設定し予測を行った結果、環境保全目標を満足するものとしている。しかし、予測値は現況値から大きく増加していることから、地域の生活環境への影響が懸念される。については、集落近傍で工事を実施する場合の建設作業騒音及び建設作業振動については必要に応じて、更なる環境保全措置を検討すること。</p>           | <p>更なる環境保全措置について、評価書 P6.2-37 に記載します。</p>   |

表 11.3-1(4)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----|--|---|
| 14  | <p><b>(3) 赤土等による水の濁り</b><br/>                     ア 赤土等による水の濁りについては、現況で底質中の懸濁物質含量 (SPSS) が高い値を示している地点 (St.2) が存在していることから、その原因を明らかにした上で、本事業による影響について、予測及び評価を行うこと。また、予測において、「対象事業実施区域の土壌の SS 沈降特性から、72～240 時間で(SS:16～20mg/L)に達するため、連続した降雨においても、沈殿後の上澄みを海域へ流出する場合でも SS:25mg/L 以下で放流することが可能」としていることについて、具体性に欠けることから、その過程を具体的に示した上で、当該海域への影響について定量的に予測すること。</p> | <p>現況で底質中の懸濁物質含量 (SPSS) が高い値を示している地点 (St.2) については、現地調査時に事業地周辺で工事等は実施されていないため、季節変動、自然変動によるものと考えられます。<br/>                     また、準備書では沈殿後の上澄みを海域へ流出する場合でもの記述は誤りでした。対象事業実施区域の工事中の濁水は、評価書 P6.4-29、P6.4-31 に示すように地形、勾配等から海域側へ排水されることはないものと考えます。さらに、想定外の連続した降雨で浸透池から上澄みがオーバーフローした場合でも排水路へ入らないように対策すれば海域側へ排水されないと考えられます。想定外の連続した降雨時には、施設の見回り点検を行い必要に応じて土嚢等で対象事業実施区域外へ流出しないよう対策を実施します。以上のことから、海域の水質、底質堆積物に影響を及ぼすことはない予測されます。(評価書 P6.4-32)。</p> |
| 15  | <p>イ 浸透井戸設計における降雨強度及び透水係数の設定根拠が示されていないことから、適切な容量となっているか確認できない。降雨強度については、確率年と近年の豪雨の発生頻度を確認した上でその妥当性を検討すること。また、透水係数については地質の状況の検討を踏まえた設定根拠を評価書に示すこと。</p>  | <p>浸透井戸の設計容量の根拠は、評価書 p6.4-34 に示すとおり「雨水浸透施設技術指針[案] 調査・計画編 (社)雨水貯留浸透技術協会(H18)」に準拠しています。降雨強度 (沖縄地方 130mm/h) は日本道路協会「道路土工 排水工指針」(昭和 62 年 6 月)3 年間確率の 10 分間降雨強度より算出されたものです。評価書 P6.4-33 に追記しました。透水係数の設定根拠は、評価書 P6.4-34 に示すとおり現況のボーリング調査結果、文献から設定しています。また、実施設計段階ではボーリング調査を実施し、透水試験により透水係数を検討し、浸透井戸設計を行います。</p>   |
| 16  | <p>ウ 赤土等による水の濁りについては、事後調査項目ではなく、環境監視調査として行うとしているが、近年は台風の襲来が多く、集中豪雨等も多く発生しており、降雨状況については不確実性を伴うと考えられる。また、本準備書では、予測の前提として、計画区域内に浸透池及び浸透井戸を設け、地下浸透させ、海域へ濁水が放流されないこととしているが、地下構造が把握されていないことから、海域へ濁水が放流されないとは必ずしも言えない。については、赤土等による水の濁りにおいては、海域に与える影響の予測に不確実性を伴うと考えられることから、事後調査項目として選定すること。</p>  | <p>降雨状況については、H29 夏季降雨時調査は台風通過直後に実施しました。35 時間総降水量 515.5mm と数十年に 1 度の降雨直後の調査で SS10～36mg/L、濁度 0.9～5.6 度でした。目視確認から濁度・SS 分は波浪による砂の巻き上げが主なもので赤土等の水の濁りは認められませんでした。また、調査時に対象事業実施区域周辺は冠水していなかったことから雨水は全て地下浸透したものと考えられます。従って、台風襲来や集中豪雨の大雨の雨水でも地下浸透されるため、赤土等による水の濁りの影響はなく、不確実性はないと考えます。ただし、環境保全措置の効果を検証するため、環境監視調査を実施します。</p>  |



表 11.3-1(6)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----|---|--|
| 21  | <p><b>(5) 地下水の水質</b><br/>           工事の実施において、「構造物は地下水脈に影響しないような基礎構造とする」等より、地下水の水質は現況とほぼ同程度と予測しているが、具体的な構造が示されていないため、適切な評価が確認できないことから、「地下水脈に影響しないような基礎構造」について、評価書に具体的に示すこと。</p>   | <p>評価書 P6.6-11 に示す他工法と比較して地下水脈や水質に影響がない既製杭による杭基礎工法を採用しています。実施設計段階では、ボーリング調査を実施し、地下水脈等の把握に努める予定で、可能な限り地下水脈への影響を避ける基礎構造を検討します。</p>   |
| 22  | <p><b>(6) 水象</b><br/>           ア 地下水の湧出については、ヒアリングや現地調査により確認されなかったとしているが、ボーリング調査により地下構造を把握すれば地下水の湧出についても把握することができる。また、方法書に対する知事意見に対して、都市計画決定権者は、「来間大橋の設計報告書等から文献調査を行い、対象事業実施区域周辺の地下構造の把握に努めます」としているが、本準備書では、把握した結果が示されておらず、本事業に把握結果をどのように反映させたのか等、検討経緯が不明である。ついては、評価書にて地下構造の把握の結果を踏まえた予測及び評価を具体的に示すこと。</p> | <p>地下水の湧出については、ヒアリングや現地調査により確認されておらず、地下水の湧出はないと考えています。実施設計段階では、ボーリング調査を実施し、地下水脈等の把握に努める予定で、可能な限り地下水脈を避ける基礎構造を検討します。また、来間大橋設計当時の報告書を確認しましたが、来間大橋周辺海域のみのボーリング調査のため今回の対象事業実施区域から離れており地下構造把握の参考とはなりませんでした。</p> |
| 23  | <p>イ 水象については、環境監視調査を行うとしているが、調査結果を考察する際には環境影響評価書における調査結果や予測結果と比較する必要があることから、調査時期(季節等)についても適切に定めること。</p>   | <p>環境監視調査について、調査時期について評価書 P8-5 に示します。</p>  |
| 24  | <p><b>(7) 地形・地質</b><br/>           ア 重要な地形として対象事業実施区域周辺の海浜部に分布している砂丘は、改変されないことから、施設等の存在及び供用による地形への影響はないとしているが、対象事業実施区域内に位置する砂丘地形は、海岸後背地の「海辺の森保全・活用ゾーン」内に位置し、都市計画決定権者が認識している場所ではない。ついては、砂丘の分布状況について、改めて把握した上で、事業による影響を再度適切に予測及び評価すること。</p>   | <p>重要な地形としている砂丘について、砂丘の分布状況について、改めて把握します。その結果を踏まえて、重要な地形である砂丘への影響の程度を検討します。</p>  |



表 11.3-1(7)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----|---|---|
| 25  | <p>イ 対象事業実施区域の地質は、サンゴ礁本体が砕かれ堆積し生成された琉球石灰岩から構成されており、ウリガーと呼ばれる湧き水が流れる地下水流が形成され、地下に洞穴が発達していることから、地盤沈下の影響が考えられる。そのため、方法書に対する知事意見にて地盤強度を把握するため、ボーリング調査の実施の検討を求めているところ、都市計画決定権者の見解において、「文献調査により把握し、必要に応じてボーリング調査等の実施を検討する」としているが、その検討状況が具体的に示されていないことから適切な評価となっているか確認できないため、評価書において検討経緯を具体的に示すこと。</p> | <p>ボーリング調査を砂丘範囲内の 2 地点で実施し、評価書P6.8-19 に示すとおり地盤強度を把握しています。</p> <p>軟弱な地盤の箇所では、構造物の設置により地盤沈下が発生する可能性もあることから、実施設計段階では構造物の整備箇所においてボーリング調査を実施し地盤強度を把握した上で整備を進めます。</p> |
| 26  | <p><b>(8) 陸域植物</b></p> <p>ア 改変区域において確認された重要な植物種については、保全に努めること。中でも、個体が消失することにより対象事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる重要な植物種については、類似環境への移植を行うとしているが、環境保全措置の検討に当たっては、個体群への影響を回避又は最大限低減することを検討すること。なお、代償措置を検討するに当たっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠を示すこと。</p>   | <p>改変区域において確認された重要な植物種のうち、個体群の存続に影響を及ぼす可能性のあるオキナワソケイ、イヌノフグリ、ハマクワガタについては代償措置の根拠及び移植が可能と判断した根拠として移植計画(案)を示します。また、移植の実施に際しては専門家等の指導・助言を受けるとともに、事後調査を実施します。</p>     |
| 27  | <p>イ 特定植物群落に指定されているハテルマカズラ群落をはじめとする海浜植生については、踏圧被害による影響が想定されることとしているが、砂浜の植生は長期的視点から流動することが考えられ、外来種の侵入も受けやすい地域であるため、ロープ柵の設置だけでは不十分と考えられる。については、環境保全措置の検討に当たっては、保全範囲の見直しも含めて慎重に検討すること。また、特にアメリカハマグルマによる在来種との競合が懸念されることから、当該種が確認された場合は適切に駆除を行うこと。</p>   | <p>特定植物群落のハテルマカズラをはじめとする海浜植物については、事後調査として植生状況を把握し、必要に応じてロープ柵の設置範囲を見直します。なお、植物の流動に対応でき再設置しやすいロープ柵を用いることとしています。また、アメリカハマグルマ等の外来種が確認された場合は駆除を行います。</p>             |

表 11.3-1(8)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----|---|--|
| 28  | <p><b>(9) 陸域動物・陸域生態系</b></p> <p>ア 海岸の背後地に広がる樹林地及び耕作地等には種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定され、また、令和元年6月に県指定天然記念物にも指定されたミヤコカナヘビ及び国指定天然記念物に指定されているキシノウエトカゲ並びに宮古島市自然環境保全条例に保全種として指定されているミヤコヒキガエル等の重要な動物種が生息している。本事業の実施により、その生息環境が大きく改変され、芝草地等となることで、外来種の生息助長を含め、重要な種の生息環境に影響を与えることが懸念されるが、本準備書ではこれら重要な種の生息環境について、「一部が改変される計画ではあるが、その改変面積は小さく、周辺一帯に同様の環境が広がっているため、事業の実施に伴う生息環境の改変の程度は極めて小さい」と予測しており、事業による影響が適切に予測及び評価されているとは言えない。ついては、予測及び評価に当たっては、外来種による影響についても予測及び評価した上で、事業実施による影響を客観的かつ科学的に検討すること。また、影響が懸念される場合は、専門家等の指導・助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> | <p>耕作地等を主要な生息環境としている重要な動物への影響予測について再度検討します。外来種による影響についても検討します。影響が想定される場合には環境保全措置を検討します。また、環境保全措置を実施する場合は、必要に応じて専門家等の指導・助言を受けながら適切に実施します。</p> |
| 29  | <p>イ 建設作業騒音による鳥類の重要な種への影響について、予測する際の騒音発生源は、第2期工区としている対象事業実施区域東側に位置する皆愛集落に近い地点のみで検討している。鳥類の重要な種は、対象事業実施区域西側でも確認されており、同地域は与那覇湾鳥獣保護区に指定されていることから、鳥類にとって重要な自然環境が広がる地域であるが、本準備書では当該地域での予測がなされておらず、十分な評価がなされているとは言えない。ついては、第1期工区としている対象事業実施区域西側における工事による影響についても適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>  | <p>第1期工区である西側においては、第2期工区と同程度の工事を実施することから、騒音の発生についても同程度と考えられます。また、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両の走行に伴い発生する騒音については低減対策を行うことによって、工事中の鳥類への騒音影響を低減します。</p>     |

表 11.3-1(9)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----|---|---|
| 30  | <p>ウ 重要な動物種について、予測の結果より、環境影響の程度は極めて小さいことから環境保全措置を講じないとしているが、その根拠が具体的に示されていない。例えば、工事中の鳥類への騒音影響について、「長期的には音への馴化が生じると考えられ、個体群の消失や営巣地を放棄するような重大な生息状況の変化が生じるおそれは低い」としているが、その根拠が不明である。ついては、環境保全措置を講じないとした検討結果については、その根拠を示すこと。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置の具体的内容等について、必要に応じて専門家等に意見聴取し、聴取した内容を評価書に示すこと。また、貴重種の保全に当たっては、個々の種の保全のみではなく、生息環境全体を保全することが重要であることから、事業計画全体とのバランスを保つよう検討すること。</p> | <p>工事中の鳥類への騒音影響については、その根拠となる既存知見を追加します。また、貴重種の保全にあたり、生息環境全体を保全することを念頭に置き、評価書 P2-32～33 に示すとおり、環境に配慮した事業計画としています。</p> |
| 31  | <p>(10) 海域植物・海域動物・海域生態系<br/>ア 「赤土等による水の濁り」及び「水の汚れ」の予測結果より、海草藻類及び海域動物の重要な種の生育・生息状況の変化は極めて小さいとしているが、2(3)及び(4)で述べたとおり、当該 2 項目については、適切な予測及び評価となっているか確認できない。ついては、当該 2 項目の適切な予測結果を踏まえ、必要に応じて改めて予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。</p>  | <p>水環境の予測結果についての変更はないため、海藻草類及び海域動物の予測についても、変更はありません。</p>  |
| 32  | <p>イ ウミガメ類について、対象事業実施区域周辺海域で確認されているが、「赤土等による水の濁り」及び「水の汚れ」における予測結果より、生息状況の変化は極めて小さいと評価している。しかし、ウミガメ類が確認された地点に近い陸域ではキャンプ場が整備される計画となっていることから、夜間照明が想定され、照明によるウミガメ類の生息状況へ影響が懸念される。ついては、ウミガメ類においては、光害についても適切に予測及び評価を行い、影響が懸念される場合は、照明時間に配慮する等、環境保全措置を講じること。</p>   | <p>ウミガメ類への光害についても適切に検討し、影響が懸念される場合は、照明時間等についての環境保全措置を検討します。また、評価書P2-61 に示すとおり、環境に配慮した野外照明の計画としています。</p>             |

表 11.3-1(10)沖縄県知事意見及び都市計画決定権者の見解

| No. | 知事意見  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----|---|---|
| 33  | <p><b>(11) 人と自然との触れ合い活動の場</b><br/>           資機材運搬車両ルートは人と自然との触れ合い活動の場である前浜ビーチへのアクセスルートと重なっているが、資機材の運搬車両の最大日交通量は、現状の交通量に対して大幅に増加するものではなく、アクセスに影響を及ぼすことはないとしている。しかし、予測の前提となる資機材運搬車両の最大日交通量の設定根拠が示されていないことから、適正な予測となっているか確認できない。適切に環境保全措置を検討するためにはより精度の高い予測をする必要があることから、資機材運搬車両に係る交通量は、適切な根拠を踏まえた工事計画に基づき設定し、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>資機材運搬車両の最大日交通量の設定根拠を評価書 P6.16-18 に示しています。また、現状の交通量に対して大幅に増加するものではないことから、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセスに影響を及ぼすことはないと予測しています。</p>      |
| 34  | <p><b>(12) 歴史的・文化的環境</b><br/>           対象事業実施区域周辺には皆愛集落の住民によって利用されている拝所が複数存在し、一部の拝所が区域内に含まれるとしているが、直接改変による影響はないことから、工事の実施による環境の影響の程度は極めて小さいとしている。しかし、当該拝所はヒアリングにより祈願祭等の利用が確認されていることから、工事の実施においては、必要に応じて利用時期に配慮する等の環境保全措置を講じること。</p>  | <p>拝所は祈願祭等に利用されていることから、工事の実施に際しては、必要に応じて利用時期に配慮する等の環境保全措置を講じます。</p>   |
| 35  | <p><b>(13) 廃棄物等</b><br/>           ア 工事中に発生する一般廃棄物については、「発生量を想定できないことから発生量を 0t とした」とされているが、廃棄物等の発生量については、工事計画の概要、地形及び地質の状況並びに土地利用の状況等により把握できることから、適切な根拠を踏まえた工事計画に基づき予測及び評価を行うこと。</p>  | <p>工事関係者から発生する一般廃棄物が想定されますが、現時点では発生量を推定することが困難であるため発生量を記載しておりません。なお、工事中に発生する一般廃棄物については適切に処理するように工事関係者に周知徹底することを評価書に記載します。</p> |
| 36  | <p>イ 施設等の存在及び供用に伴う廃棄物について、浄化槽から生じる汚泥に係る予測及び評価が行われていない。については、浄化槽から生じる汚泥の処分についても、適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。また、循環型トイレ浄化槽から生じる廃棄物として「産業廃棄物(し尿汚泥)」としているが、浄化槽から生じる汚泥は一般廃棄物に該当するため、評価書に適切に記載すること。</p>   | <p>供用後の浄化槽から生じる汚泥について予測評価を行います。また、浄化槽から発生するし尿汚泥は一般廃棄物に修正して評価書に記載します。</p>  |
| 37  | <p><b>3 その他</b><br/>           本準備書においては、必要な情報の記載漏れや記載ミス等のある項目及び評価書においてはより具体的に記載する必要のある項目があることから、当該準備書の内容を点検し、評価書において必要な箇所の追記・修正を行い、正確な図書の作成に努めること。</p>   | <p>準備書の内容を点検し、評価書において必要な箇所の追記・修正を行い、正確な図書の作成に努めます。</p>  |